

令和 7 年度 平野小学校いじめ防止基本方針

I 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じる恐れのあるものである。

本校では、「すすんで学ぶ子、やさしく思いやりのある子、健康でたくましい子」を学校教育目標のめざす子ども像としており、「児童に自尊感情を育み、異文化等の違いを互いに尊重し、共に生きる子どもの育成」を人権教育目標として人権教育に重点をおいて取り組んでいる。「いじめはどこの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識の下、全教職員が、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くこと、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さないという強い意志を持ち、いじめを絶対に許さない児童の意識の育成をめざして、全教育活動に取り組む。

上記理念にのっとり、いじめの防止等の取組のさらなる充実に努め、家庭や地域との協働やいじめ防止対策委員会を中核とする組織対応、外部専門家や関係機関との連携を図り、いじめ防止等の対策が体系的・計画的に行われるよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき、枚方市立平野小学校における「学校いじめ防止基本方針」（「学校基本方針」という。）を定める。

II いじめ防止のための基本的な考え方

1 定義

法第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

2 いじめの認識

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要である。また、いじめを傍観したりする行為も許されるものではない。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していく必要がある。本校においては、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組んでいく。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではなく、いじめ防止に向けて、地域社会全体が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出すことが大切である。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが重要である。

III いじめ防止のための取組

Ⅰ いじめ防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、その他専門的知識を有する者等により構成される組織「いじめ防止対策委員会」（別紙1）を置く。

構成員：校長、教頭、首席、指導教諭、教務、生活指導主担者、支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、当該児童担任、心の相談員、SC（School counselor）、SSW（School social worker）他

2 役割

【未然防止】

・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

【未然防止・事案対処】

・いじめの相談・通報窓口

・いじめに関する情報や、児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る迅速な情報の共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握と
いじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者の連携といった対応を
組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・取組の実施や年間計画の作成、実行、検証

・いじめ防止等にかかる校内研修の企画、実施

・学校基本方針の点検、見直し

Ⅳ いじめの防止等に関する措置

Ⅰ いじめの防止

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要である。

本校では、児童が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組を、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していくことが重要である。（別紙2、いじめ防止年間計画）

（1）いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。児童に対しても、全校集会や、学級活動などで教職員が、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

（2）いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、児童の社会性を

育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを、認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手にどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害者の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたり、わかりやすい授業づくりを進める。学級や学年等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる、認め合う集団づくりを進めていくことが重要である。なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。また、学校として特に配慮が必要な児童については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他社の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童に提供し、児童の有用感が高められるよう努める。その際、家庭や地域の人々にも協力を求めていくことも有効である。

(5) 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会による取組等）する。その際、教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、陰で支える役割に徹するよう心掛ける。

2 早期発見

教職員は、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

(1) 措置

- ・定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等によりいじめの実態把握に取り組む。
- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・保護者に学校自己診断等を活用し、いじめにかかる意向調査を行う等、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ・児童、保護者、及び教職員自身も抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど定期的に体制を点検する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談室の利用、電話相談窓口について広く周知すること。
- ・教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

3 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。教職員全員の共通理解の下、保護者の理解を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童、保護者からいじめの相談や報告があった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ防止委員会に直ちに情報を共有する。その後は、委員会が中心となり、速やかに当該児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、結果を被害・加害児童保護者に連絡するとともに市教育委員会に報告する。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・家庭訪問等で、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者を徹底して守り通すことや秘密を守ることなどを伝え、不安を除去し、いじめられた児童の安全を確保する。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったと確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・事案が確認された後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

4 いじめ解消の定義

以下の2つの要件が満たされていること

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

V 重大事態への対応

法第 28 条においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該児童に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

I 発生報告

- ・重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告する。市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

2 調査組織

(1) 学校が主体

- ・「いじめ防止対策委員会」が調査を行う。

(2) 設置者が主体

- ・教育員会附属機関である「枚方市学校いじめ対策審議会」が調査を行う。

3 被害児童・保護者に対する調査方針の説明等

(1) 事項

- ・調査実施前に、被害児童・保護者に対して以下の6項目について説明する。

①目的・目標

②主体（組織の構成、人選）

③時期・期間（スケジュール、定期報告）

④事項（いじめの事実関係、市教育委員会及び学校の対応）・対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）

⑤方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

4 実施

- ・調査対象者、保護者に対する説明等

○調査の目的、結果を被害児童・保護者に提供する場合があることを、調査対象者に説明した上で実施する。

○可能な限り、速やかに実施する。

- ・児童に対する調査

○調査を実施するにあたって、被害児童やいじめにかかる情報提供者を守ることを最優先する。

○調査は公平性・中立性を確保する。

- ・記録の保存

○調査により把握した情報の記録は、適切に保存する。（少なくとも5年間保存することが望ましい）

5 結果の説明・公表

- ・重大事態の調査結果を示された場合、学校は調査結果及びその後の対応方針について、市長等に対して報告・説明する。
- ・いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、市教育委員会及び学校として、事案の内容、重大性、被害児童、保護者の意向、公表した場合の影響等、総合的に勘案して、適切に判断する。
- ・調査結果を公表する場合、公表の仕方内容を被害児童、保護者と確認する。
- ・被害児童・保護者に説明した方針に従い、加害児童及び保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。その際、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、加害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。

6 調査結果を踏まえた対応

(1) 被害児童への支援、加害児童に対する指導等

- ・被害児童に対して、事情や心情を聴取し、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行う。その際、SC (School counselor)、SSW (School social worker) 等必要に応じて専門家を活用する。
- ・調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。その際、加害者に対する懲戒の検討も行う。

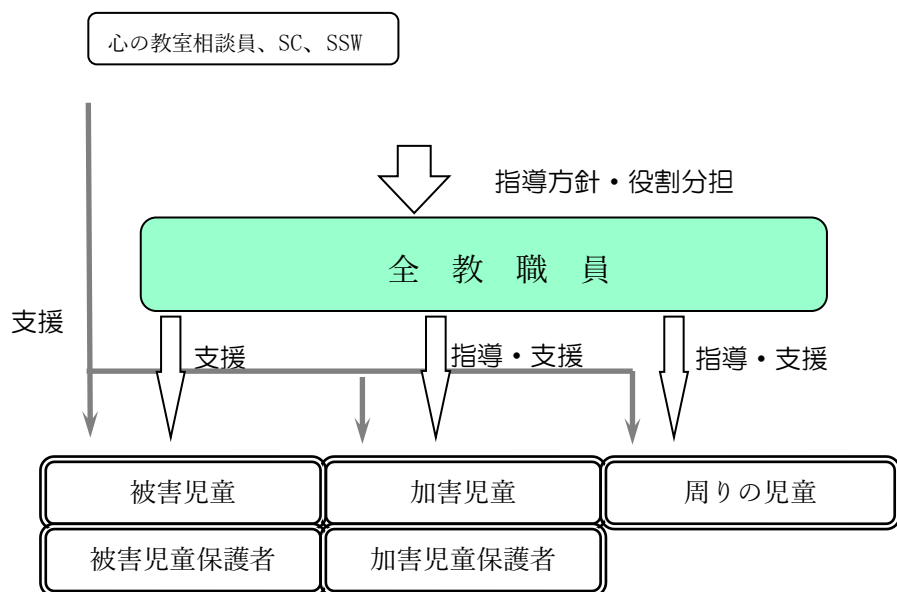
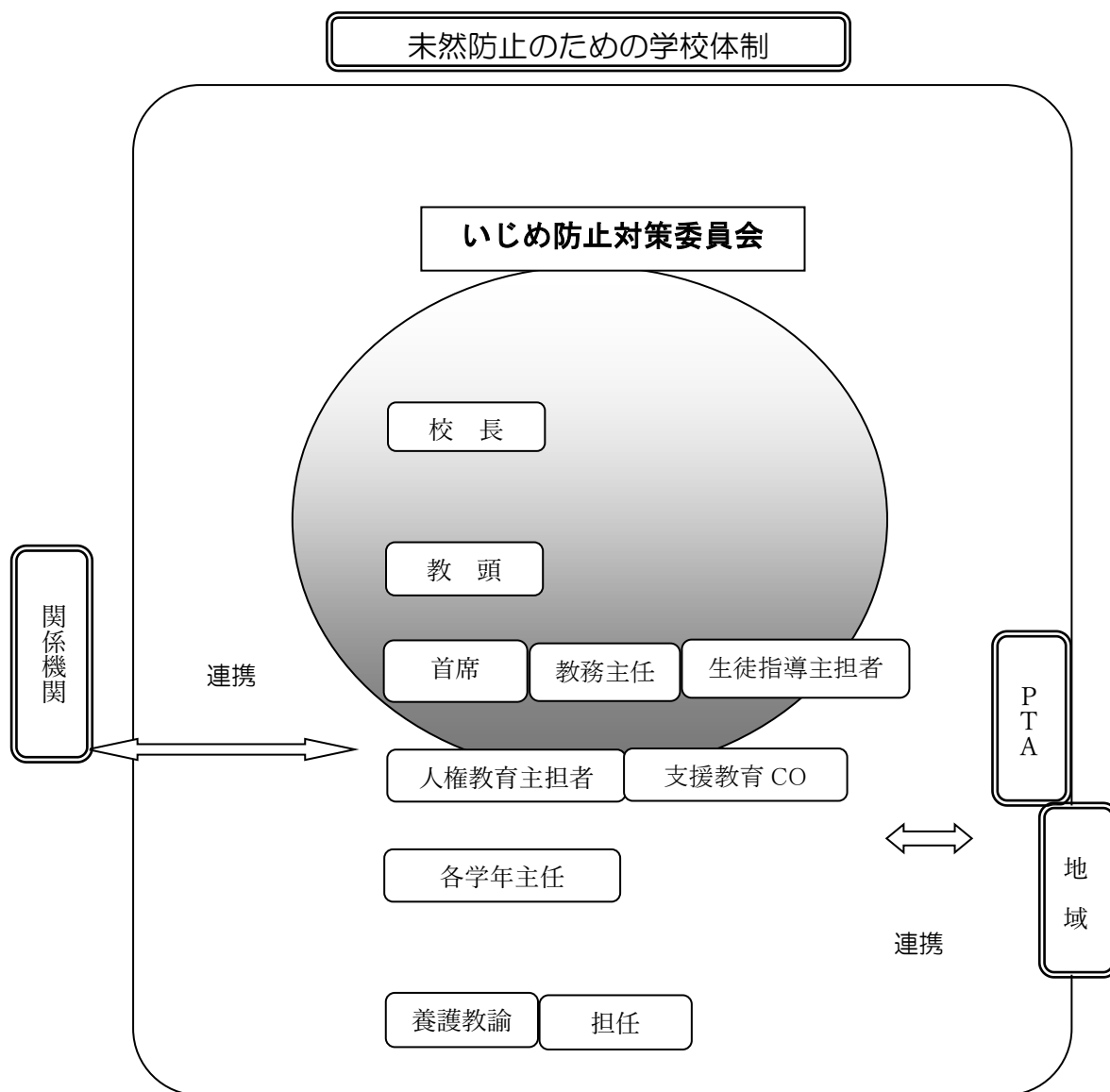
VI ネットいじめへの対応

1 情報モラル教育・リテラシー教育の充実と教員の指導力の向上

情報モラル教育については、学校全体で取り組む必要がある。指導にあたっては、専門家を講師として招聘するなど、教職員が十分研修し、全教職員がインターネット等に関する知識やネット上のいじめの実態を理解し、児童への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

2 保護者への啓発と家庭・地域社会との連携

学校では、機会を捉えて「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく。保護者へは、専門機関を活用して、自分の子どもに携帯電話が必要かどうか保護者の責任で判断し、保護者の責任で使用させることが必要であること、保護者・家庭は、携帯電話等の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話等の実態について子どもと話し合い、携帯電話等の利用方法についてルール作りをするように啓発する。



平野小学校 いじめ防止年間計画			
月	学校全体の活動内容	学年学級の活動内容	備考
4	・いじめ防止に係る年間計画の作成 ・校内支援全体会（配慮を要する児童の共通理解） ・「学校いじめ防止基本方針」ブログで公開	・学級経営方針の周知と保護者への協力依頼 ・年度初めの「学級開き」での人権教育 ・家庭訪問で児童の様子を把握	・学級懇談会 ・家庭訪問 ・入学式
5	・地域による学校理解（土曜オープンスクール） ・「学校生活アンケート」調査の実施	・学級会での指導（集団づくり） ・校外学習での集団づくりの取組 ・「学校生活アンケート」調査の結果分析及び事後指導	・学校参観 ・PTA総委員会 ・PTA 予算総会
6	・校内人権学習会（人権感覚について）	・宿泊学習に向けた取組	
7	・1学期を振り返っての総括 ・夏季休業に向けた指導 ・「学校生活アンケート」調査の実施	・個人懇談で保護者と情報交換（家庭における児童の様子を把握） ・「学校生活アンケート」調査の結果分析と事後指導	個人懇談会
8	・人権教育全体研修会（児童理解について）	・夏休み中の児童の様子を把握	
9	・「学校いじめ防止基本方針」見直し等を検討	・運動会に向けた取組	
10	・校内支援全体会	・配慮を要する児童への取組交流	・運動会
11	・地域による学校理解（オープンスクール） ・学校教育自己診断アンケートの実施 ・「学校生活アンケート」調査の実施	・平野小児童会祭りの取組 ・「学校生活アンケート」調査の結果分析及び事後指導	・学校参観
12	・2学期を振り返っての総括 ・冬季休業に向けた指導	・個人懇談での保護者との情報交流	・個人懇談
1	・学校教育自己診断アンケートの結果分析及び改善策周知 ・「学校生活アンケート」調査の実施	・学級会での指導（集団づくり） ・「学校生活アンケート」調査の結果分析及び事後指導	
2		・学習発表会の取組 ・1年間を振り返った反省と情報交流、児童の様子の把握（懇談会）	・学習発表会 ・学級・学年懇談会
3	・3学期及び年間を振り返っての総括 ・春季休業に向けた指導	・学級閉まいに向けた取組・反省 ・次年度に向けての引継ぎ	・PTA総会 ・卒業証書授与式
年間	・学期ごとの「学校生活アンケート」の実施 ・人権教育部会及び校内・校外生活部会での情報交流と共通理解 ・道徳や特別活動でのいじめ防止に係る人権教育の推進 ・必要に応じて教育相談員、SSWと連携したケース会議の実施 ・定期的な地域との会合での連携		